

## 八王子市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第2号及び八王子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）に基づき実施する事業のうち、地域リハビリテーション活動支援事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 高齢者の自立した日常生活の再獲得及び継続にかかる様々な課題に対し、その要因の改善に向けて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士及び歯科衛生士（以下「専門職」という。）が、地域包括支援センターをはじめとする多様な主体と連携しながら、地域の実情に応じた介護予防の取り組みを総合的に支援することを目的とする。

### (定義)

第3条 本要綱における用語の意義は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の例による。

### (対象者)

第4条 八王子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）第5条に定める対象者のうち要介護認定者（要支援認定は除く）を除く者（以下「利用者」という。）とする。

### (提供内容)

第5条 本事業の申込者に専門職を派遣し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

#### (1) 介護専門職等への介護予防に関する技術的助言

専門職による専門的知見から、高齢者の心身状態及び生活環境の評価を行い、介護予防ケアマネジメントにおける目標設定及び介護予防サービス等の適切な導入に向けた支援の提供を行う。

#### (2) 地域ケア会議及び協議体等における技術的助言

自立支援を目的とした地域ケア会議や生活支援コーディネーターが開催する協議体に参加し、高齢者の心身状態及び生活環境から、自立生活に向けた助言等を行う。

#### (3) 地域活動団体への技術的助言

住民主体による通いの場等において、要介護状態の予防に向けた運動メニューの提案や、介護予防活動の担い手育成にかかる講話、健診や医療の受診勧奨など、住民主体による地域活動が介護予防にとって効果的な活動となるよう、必要な助言を行う。

(専門職の派遣調整に係る業務の受託者要件)

第6条 本要綱第5条に定める専門職の派遣について、市は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす事業者当該業務を委託することができる。

- (1) 母体が法人であり、Eメール、電話等、事業を行う上で必要な体制が整っていること
- (2) 本市の総合事業における短期集中予防サービス又は地域リハビリテーション活動支援事業の提供の実績、もしくは、いずれかの事業の運営支援の実績が3年以上であること
- (3) 専門職の所属法人に係らず登録、派遣調整、研修・支援ができる公平中立性及び職能団体的性質を持つとともに、本事業の効果的な運用に資する専門性を有すること
- (4) その他、市が定める業務委託の仕様書に基づき業務を行うこと

(提供者)

第7条 提供者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士又は歯科衛生士とする。ただし、本事業の目的を理解し、その実現が可能と市が判断する場合は、その他保健、医療の専門職を提供者とすることができる。

- (1) 本事業に係る研修に積極的に参加するなど、事業の理念や実施方法等についての理解、習得に努めること
- (2) 資格に基づく実務経験が3年以上であること
- (3) むやみに利用者を事業者の利益に誘導するなど、本事業の目的を逸脱しないこと
- (4) 個人情報厳重に管理、保護すること
- (5) 傷害、物損など、事業を行う上で備えるべき保険に加入していること
- (6) 市や第6条に定める受託者の意向に基づき業務を行うこと

(提供回数)

第8条 事業の提供回数は、原則1案件につき1回(一回1時間程度)とする。ただし、専門職等が複数回の介入が必要と判断した場合は、この限りでない。

(利用者負担)

第9条 事業の利用にかかる利用者の負担は求めない。ただし、事業の実施にあたり、利用者個人の所有物となる物品等の購入が必要となる場合は、その実費相当額を利用者が負担する。

(地域資源との連携)

第10条 専門職は、専門的知見から高齢者の適切なサービス導入のための助言や目標設定を行うにあたり、市が別に配置する生活支援コーディネーター及び民間企業等の多様な主体と連携し、多様な社会資源への接続に努めるものとする。

(責務)

第11条 専門職は、事業を適切かつ安全に提供するため、次項に掲げる必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報の適切な管理(個人情報の保護、情報セキュリティ)

(2) サービス提供時に発生する事故の対応及び補償

(遵守事項)

第12条 事業に携わる専門職は、次の事項を順守しなければならない。

(1) 衛生及び健康管理

事業を実施する場所の衛生状態の維持及び従事者の清潔の保持並びに健康状態の管理のための対策を講じること。

(2) 秘密保持

本事業の専門職又は本事業の専門職であった者が、正当な理由なく本事業の実施にあたり知り得た利用者及びその家族に関する情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

(3) 緊急時の対応

事業実施時、利用者に病状の急変等が生じたときは、救急車の手配や主治医への連絡等、速やかに必要な対応をとること。

(4) 事故発生に係る対応

利用者への事業実施において事故が発生した場合、次の対応をとること。

ア 利用者の家族や地域包括支援センター等に連絡し、その指示に従うこと。

イ 事故の状況及び事故に関する処置について記録するとともに、対応後、速やかに市に報告書を提出すること。

ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(苦情処理)

第13条 総合事業実施要綱第13条に定める苦情処理に準じる。

(その他)

第14条 その他、本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。